

平成二十二年八月二十日受領
答 弁 第 三 八 号

内閣衆質一七五第三八号

平成二十二年八月二十日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員吉井英勝君提出陵墓に治定されている古墳の祭祀に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員吉井英勝君提出陵墓に治定されている古墳の祭祀に関する質問に対する答弁書

(一) について

お尋ねの「古墳時代の陵墓」とは、古代高塚式の陵墓及び陵墓参考地を指すと考えられるが、これらの陵墓等は、江戸時代の元禄年間（千六百八十八年から千七百四年までの期間をいう。以下同じ。）から昭和にかけて治定されたものであり、「諸陵寮誌」等の文献にみられるように、治定以降現在に至るまで皇室による祭祀が継続して行われているところである。

なお、古くは奈良時代に成立した「養老令」に、陵における祭祀をつかさどる諸陵司を設置することが記載されているほか、平安時代に成立した「延喜式」にも、祭祀の対象となる陵墓の一覧が記載されているところである。

(二) について

「日本書紀」には、御指摘の「箸墓古墳」の築造年次や倭迹迹日百襲姫命やまとととひもそひめのみことの薨去年次こうに関する記述は認められない。

なお、御指摘の「箸墓古墳」の築造時期について、三世紀の中頃から後半という見解があることは承知

している。

(三) について

陵墓等については、天皇及び皇族を葬る所として、祭祀が現に継続して行われ、皇室と国民の追慕尊崇の対象となっていることから、静安と尊厳の保持が最も重要であると考えている。

(四) について

陵墓等は、「日本書紀」、「古事記」、「延喜式」等の古記録の陵に関する記載、口碑伝承等に基づき現地踏査が行われ、元禄年間から昭和にかけて治定されたものである。

(五) について

古代高塚式の陵墓等の名称、考古学上の名称、被葬者名、所在地及び治定の時期については次のとおりである。

畝傍山東北陵 四条ミサンザイ古墳 神武天皇^{じんむ} 奈良県橿原市 文久年間（千八百六十一年から千八百六十四年までの期間をいう。以下同じ。）

桃花鳥田丘上陵 四条塚山古墳 綏靖天皇^{すいぜい} 奈良県橿原市 千八百七十八年二月二十八日

畝傍山西南御陰井上陵 不詳 安寧天皇 奈良県橿原市 文久年間
 畝傍山南織沙溪上陵 不詳 懿德天皇 奈良県橿原市 文久年間
 掖上博多山上陵 不詳 孝昭天皇 奈良県御所市 元禄年間
 玉手丘上陵 不詳 孝安天皇 奈良県御所市 文久年間
 片丘馬坂陵 不詳 孝靈天皇 奈良県王寺町 元禄年間
 劍池嶋上陵 中山塚一号墳、二号墳及び三号墳 孝元天皇 奈良県橿原市 元禄年間
 春日率川坂上陵 念仏寺山古墳 開化天皇 奈良県奈良市 元禄年間
 山辺道勾岡上陵 行燈山古墳 崇神天皇 奈良県天理市 文久年間
 菅原伏見東陵 宝来山古墳 垂仁天皇 奈良県奈良市 元禄年間
 山辺道上陵 渋谷向山古墳 景行天皇 奈良県天理市 文久年間
 狭城盾列池後陵 佐紀石塚山古墳 成務天皇 奈良県奈良市 元禄年間
 惠我長野西陵 岡ミサンザイ古墳 仲哀天皇 大阪府藤井寺市 文久年間
 惠我藻伏崗陵 誉田御廟山古墳 応神天皇 大阪府羽曳野市 元禄年間

百舌鳥耳原中陵 大仙古墳 仁徳天皇 大阪府堺市 元禄年間

百舌鳥耳原南陵 石津丘古墳 履中天皇 大阪府堺市 元禄年間

百舌鳥耳原北陵 田出井山古墳 反正天皇 大阪府堺市 元禄年間

惠我長野北陵 市野山古墳 允恭天皇 大阪府藤井寺市 文久年間

菅原伏見西陵 不詳 安康天皇 奈良県奈良市 文久年間

丹比高鷲原陵 高鷲丸山古墳 雄略天皇 大阪府羽曳野市 元禄年間

河内坂門原陵 白髮山古墳 清寧天皇 大阪府羽曳野市 元禄年間

傍丘磐坏丘南陵 不詳 顕宗天皇 奈良県香芝市 千八百八十九年六月一日

埴生坂本陵 野中ボケ山古墳 仁賢天皇 大阪府藤井寺市 文久年間

三嶋藍野陵 太田茶白山古墳 繼体天皇 大阪府茨木市 享保年間（千七百十六年から千七百三十六

年までの期間をいう。）

古市高屋丘陵 高屋築山古墳 安閑天皇 大阪府羽曳野市 元禄年間

身狭桃花鳥坂上陵 鳥屋ミサンザイ古墳 宣化天皇 奈良県橿原市 元禄年間

松隈坂合陵 平田梅山古墳 欽明天皇^{きんめい} 奈良県明日香村 文久年間
河内磯長中尾陵 太子西山古墳 敏達天皇^{びだつ} 大阪府太子町 元禄年間
河内磯長原陵 春日向山古墳 用明天皇^{ようめい} 大阪府太子町 元禄年間
磯長山田陵 山田高塚古墳 推古天皇^{すいこ} 大阪府太子町 元禄年間
押坂内陵 段ノ塚古墳 舒明天皇^{じよめい} 奈良県桜井市 元禄年間
大阪磯長陵 山田上ノ山古墳 孝德天皇^{こうとく} 大阪府太子町 元禄年間
越智岡上陵 車木ケンノウ古墳 齐明天皇^{さいめい} 奈良県高取町 文久年間
山科陵 御廟野古墳 天智天皇^{てんち} 京都府京都市山科区 元禄年間
長等山前陵 亀塚古墳 弘文天皇^{こうぶん} 滋賀県大津市 千八百七十七年六月十五日
松隈大内陵 野口王墓古墳 天武天皇^{てんむ} 及び持統天皇^{じとう} 奈良県明日香村 千八百八十一年二月十五日
松隈安古岡上陵 栗原塚穴古墳 文武天皇^{もんむ} 奈良県明日香村 千八百八十一年二月十五日
佐保山南陵 法蓮北畑古墳 聖武天皇^{しようむ} 奈良県奈良市 元禄年間
高野陵 佐紀高塚古墳 称德天皇^{しょうとく} 奈良県奈良市 文久年間

田原東陵 田原塚ノ本古墳 光仁天皇 奈良県奈良市 元禄年間

楊梅陵 市庭古墳 平城天皇 奈良県奈良市 文久年間

狭木之寺間陵 佐紀陵山古墳 垂仁天皇皇后日葉酢媛命 奈良県奈良市 千八百七十五年十一月二十

八日

日岡陵 日岡山一号墳 景行天皇皇后播磨稻日大郎姫命 兵庫県加古川市 千八百八十三年四月十四

日

狭城盾列池上陵 五社神古墳 仲哀天皇皇后神功皇后 奈良県奈良市 文久年間

仲津山陵 仲津山古墳 応神天皇皇后仲姫命 大阪府藤井寺市 千八百七十五年十一月二十八日

平城坂上陵 ヒシアゲ古墳 仁徳天皇皇后磐之媛命 奈良県奈良市 千八百七十五年十一月二十八日

衾田陵 西殿塚古墳 継体天皇皇后手白香皇女 奈良県天理市 千八百七十六年九月十四日

古市高屋陵 高屋八幡山古墳 安閑天皇皇后春日山田皇女 大阪府羽曳野市 千八百七十五年十一月

二十八日

佐保山東陵 不詳 聖武天皇皇后光明子 奈良県奈良市 千八百七十九年二月八日

宇智陵 不詳 光仁天皇皇后井上内親王いのえいがみ 奈良県五条市 千八百七十七年四月

大枝陵 不詳 光仁天皇夫人新笠にいかさ 京都府京都市西京区 千八百八十年十二月

高島陵 伝高島陵古墳 桓武天皇皇后乙牟漏おとむろ 京都府向日市 千八百七十九年十月十三日

宇波多陵 不詳 桓武天皇夫人旅子（読み不詳） 京都府京都市西京区 千八百八十年十二月

高屋山上陵 不詳 天津日高彦火火出見尊あまつひこひこほほでみのみこと 鹿児島県霧島市 千八百七十四年七月

埴口丘陵 北花内大塚古墳 履中天皇皇孫女飯豊天皇いいとよ 奈良県葛城市 文久年間

田原西陵 田原西山古墳 天智天皇皇子追尊天皇春日宮天皇かすがのみや 奈良県奈良市 文久年間

吉隠陵 不詳 天智天皇皇子妃贈皇太后椽姫つるばみひめ 奈良県宇陀市 千八百七十九年二月八日

真弓丘陵 不詳 天武天皇皇子追尊天皇岡宮天皇おかみや 奈良県高取町 文久年間

竈山墓 竈山神社古墳 彦五瀬命ひこいつせのみこと 和歌山県和歌山市 千八百七十六年一月二十二日

大吉備津彦命墓 中山茶白山古墳 孝霊天皇皇子大吉備津彦命おおきびつひこのみこと 岡山県岡山市 千八百七十四年十二

月二日

大市墓 箸墓古墳 孝霊天皇皇女倭迹迹日百襲姬命やまとととひもそひめのみこと 奈良県桜井市 文久年間

身狭桃花鳥坂墓 榊山古墳 崇神天皇皇子やまとひこのみこと倭彦命 奈良県橿原市 千八百七十七年四月

大入杵命墓 小田中親王塚古墳 崇神天皇皇子おおいらきのみこと大入杵命 石川県中能登町 千八百七十五年十二月二

十七日

八坂入彦命墓 大萱古墳 崇神天皇皇子やさかいりひこのみこと八坂入彦命 岐阜県可児市 千八百七十五年十二月十七日

宇度墓 淡輪ニサンザイ古墳 垂仁天皇皇子いにしきいりひこのみこと五十瓊敷入彦命 大阪府岬町 千八百八十年十二月二十

八日

息速別命墓 阿保親王墓古墳 垂仁天皇皇子いこはやわけのみこと息速別命 三重県伊賀市 千八百七十六年二月四日

磐衝別命墓 羽咋御陵山古墳 垂仁天皇皇子いわたつぐわけのみこと磐衝別命 石川県羽咋市 千九百十七年九月二十七日

磐城別王墓 羽咋大谷塚古墳 垂仁天皇皇孫いわざわけ磐城別王 石川県羽咋市 千九百十七年九月二十七日

大碓命墓 不詳 景行天皇皇子おおうすのみこと大碓命 愛知県豊田市 千八百七十五年十二月二十七日

能褒野墓 能褒野王塚古墳 景行天皇皇子やまとたけるのみこと日本武尊 三重県亀山市 千八百七十九年十月三十一日

五十狭城入彦皇子墓 西本郷和志山古墳 景行天皇皇子いさきいりひこのみこと五十狭城入彦皇子 愛知県岡崎市 千九百四

十一年四月十八日

那羅山墓 不詳 応神天皇皇子 おおやまのりのみこと 大山守命 奈良県奈良市 千八百七十七年四月
宇治墓 菟道丸山古墳 応神天皇皇太子 うじのわきいらつこのみこと 菟道稚郎子尊 京都府宇治市 千八百八十九年六月一日
都紀女加王墓 上のびゅう塚古墳 応神天皇皇曾孫 つぎめか 都紀女加王 佐賀県上峰町 千九百四十三年八月

五日

磐坂市辺押磐皇子墓 不詳 履中天皇皇子 いわさかのいちべのおしは 磐坂市辺押磐皇子 滋賀県東近江市 千八百七十五年八月

七日

坂合黒彦皇子墓 不詳 允恭天皇皇子 さかあいのくろひこ 坂合黒彦皇子 奈良県大淀町 千八百七十六年九月十四日

押坂内墓 不詳 欽明天皇皇女 おおとも 大伴皇女 奈良県桜井市 千八百七十六年十月二十六日

桧隈墓 不詳 敏達天皇皇孫妃 きびひめ 吉備姫王 奈良県明日香村 文久年間

磯長墓 叡福寺北古墳 用明天皇皇子 しやうとく 聖徳太子 大阪府太子町 千八百七十五年三月八日

埴生岡上墓 埴生野塚穴古墳 用明天皇皇子 くめ 来目皇子 大阪府羽曳野市 千八百七十五年三月八日

越智岡上墓 不詳 天武天皇妃 おおた 大田皇女 奈良県高取町 文久年間

二上山墓 不詳 天武天皇皇子 おおつ 大津皇子 奈良県葛城市 千八百七十六年九月十四日

長屋王墓 梨本南二号墳 天武天皇皇孫長屋王ながや 奈良県平群町 千九百一年二月二十六日

吉備内親王墓 不詳 天武天皇皇孫長屋王妃吉備内親王きび 奈良県平群町 千九百一年二月二十六日

那富山墓 大黒ヶ芝古墳 聖武天皇皇子皇太子(御名不詳) 奈良県奈良市 千八百七十九年十月十

三日

和束墓 不詳 聖武天皇皇子安積親王あさか 京都府和束町 千八百七十九年一月十一日

他戸親王墓 不詳 光仁天皇皇子皇太子他戸親王おさへ 奈良県五条市 千八百八十三年十月二十六日

巨幡墓 遠山黄金塚二号墳 桓武天皇皇子伊豫親王いよ 京都府京都市伏見区 千八百八十四年一月三十

一日

高島墓 垂箕山古墳 桓武天皇皇子仲野親王なかの 京都府京都市右京区 千八百七十五年十一月二十八日

阿保親王墓 打出親王塚古墳 平城天皇皇子阿保親王あほ 兵庫県芦屋市 千八百七十五年八月十九日

白鳥陵 輕里大塚古墳 景行天皇皇子日本武尊やまとたけるのみこと 大阪府羽曳野市 千八百八十年十二月二十八日

白鳥陵 不詳 景行天皇皇子日本武尊やまとたけるのみこと 奈良県御所市 千八百七十六年五月十二日

大塚陵墓参考地 河内大塚山古墳 不詳 大阪府羽曳野市及び松原市 千九百二十五年九月二十一日

藤井寺陵墓参考地 津堂城山古墳 不詳 大阪府藤井寺市 千九百十六年十月十四日
 東百舌鳥陵墓参考地 土師ニサンザイ古墳 不詳 大阪府堺市 千九百九年十月二十一日
 百舌鳥陵墓参考地 百舌鳥御廟山古墳 不詳 大阪府堺市 千九百一年十二月九日
 畝傍陵墓参考地 見瀬丸山古墳 不詳 奈良県橿原市 千八百九十七年九月十五日
 宇和奈辺陵墓参考地 ウワナベ古墳 不詳 奈良県奈良市 千八百八十五年四月六日
 小奈辺陵墓参考地 コナベ古墳 不詳 奈良県奈良市 千八百八十五年四月六日
 郡山陵墓参考地 郡山新木山古墳 不詳 奈良県大和郡山市 千八百九十七年九月十五日
 磐園陵墓参考地 城山築山古墳 不詳 奈良県大和高田市 千八百八十七年五月二十四日
 陵西陵墓参考地 狐井塚古墳 不詳 奈良県大和高田市 千八百九十七年九月十五日
 三吉陵墓参考地 三吉新木山古墳 不詳 奈良県広陵町 千八百八十六年六月八日
 大塚陵墓参考地 新山古墳 不詳 奈良県広陵町 千八百八十六年十二月十三日
 黄金塚陵墓参考地 田中黄金塚古墳 不詳 奈良県奈良市 千八百九十一年九月十九日
 富郷陵墓参考地 岡原古墳 不詳 奈良県斑鳩町 千八百九十七年九月十五日

円山陵墓参考地 丸山古墳 不詳 京都府京都市右京区 千八百九十九年十二月二十七日
 入道塚陵墓参考地 入道塚古墳 不詳 京都府京都市右京区 千八百九十九年十二月二十七日
 下坂本陵墓参考地 木岡陵古墳 不詳 滋賀県大津市 千八百九十二年十二月二十五日
 安曇陵墓参考地 田中大塚古墳 不詳 滋賀県高島市 千九百五年七月二十一日
 宇治山田陵墓参考地 尾部古墳 不詳 三重県伊勢市 千九百八年
 玉津陵墓参考地 吉田王塚古墳 不詳 兵庫県神戸市 千九百年五月四日
 雲部陵墓参考地 雲部車塚古墳 不詳 兵庫県篠山市 千八百九十九年七月六日
 岩坂陵墓参考地 不詳 不詳 島根県松江市 千九百年四月二十日
 妻鳥陵墓参考地 東宮山古墳 不詳 愛媛県四国中央市 千八百九十五年十二月四日
 勾金陵墓参考地 不詳 不詳 福岡県香春町 千八百九十五年十二月四日
 花園陵墓参考地 晚免古墳 不詳 熊本県宇土市 千八百八十八年十二月二十六日
 北川陵墓参考地 可愛山古墳 不詳 宮崎県延岡市 千八百九十五年十二月四日
 男狭穂塚女狭穂塚陵墓参考地 男狭穂塚古墳 不詳 宮崎県西都市 千八百九十五年十二月四日

男狭穂塚女狭穂塚陵墓参考地 女狭穂塚古墳 不詳 宮崎県西都市 千八百九十五年十二月四日

(六) について

宮内庁としては、陵墓等については、現に皇室において祭祀が継続して行われ、皇室と国民の追慕尊崇の対象となっていることから、静安と尊厳の保持が最も重要であると考えている。このため、部外者を陵墓等に立ち入らせたりすることは、厳に慎むべきことと考えているが、学術研究上の要請にこたえるため、陵墓等の本義に支障を及ぼさない限りにおいて、保全工事に伴う調査の際の見学の実施や調査結果の公表等に努めているところである。

(七) 及び (八) について

宮内庁は、先の答弁書（平成二十二年六月十一日内閣衆質一七四第五三五号）（三）及び（四）についてでお答えしたとおり、陵墓等の管理を行っており、陵墓等の管理に携わる宮内庁職員は、その職務として、陵墓等の管理上必要に応じて墳丘最下段テラスより上に登ることもある。その際、祭祀に当たる行為は行っていない。

(九) について

先の答弁書（平成二十一年七月十七日内閣衆質一七一第六五七号）（六）についてでお答えしたとおりである。

（十）、（十一）及び（十七）から（十九）までについて

先の答弁書（平成二十二年六月十一日内閣衆質一七四第五三五号）（六）及び（八）から（十二）までについてでお答えしたとおりである。

（十二）について

御指摘の「拝所」も陵墓等の一部であり、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項第三号に規定する皇室用財産として宮内庁が管理している。

（十三）について

お尋ねの「等」は、職務上陵墓とかかわりのある国家公務員を「陵墓の管理等に携わる者」と総称するために用いたものである。

（十四）及び（十五）について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、「反正天皇山陵千六百年式年祭」及び「応神天皇山陵千七

百年式年祭」に宮内庁職員等の国家公務員が参列したことについては、参列の目的等にかんがみ、先の答弁書（平成二十二年六月二十二日内閣衆質一七四第五八五号）（六）についてにおいて、憲法上の問題があるとは考えていないとお答えしたものである。

（十六）について

「反正天皇山陵千六百年式年祭」及び「応神天皇山陵千七百年式年祭」への地方公務員の参列については、各地方公共団体の公務員の行為に関することであるから、政府としてお答えする立場にない。